

令和4年

第4回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和4年 第4回 阿蘇市農業委員会会議録

1 開催日時 令和4年4月11日（月曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市北側別館大会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1番	古閑 隆一	2番	古澤 一雄	3番	石本 健二	4番	岩下 浩徳
5番	井手 孝義	6番	田代 純一	7番	榎木 すみ子	8番	竹原 真理子
9番	山口 正孝	10番	岩下 保男	11番	知里口 香穂里	12番	山内 市男
13番	西村 豊治	14番	田嶋 政隆	15番	今村 光也	16番	梅井 浩二
17番	黒川 龍己	18番	和田 敏喜	19番	木村 広典		

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1番	中村 秀政	2番	市原 英一	3番	今井 健一	4番	佐藤 範一
5番	五嶋 誠次	6番	山本 利幸	7番	藤井 博徳	8番	河崎 利徳
9番	永野 成男	10番	白石 正明	11番	竹原 忠信	12番	古木 雄三
13番	山中 健二	14番	大友 浩喜	15番	佐藤 弘明	16番	室 恒和
17番	園田 賢臣	18番	高木 正明	19番	江藤 則一	20番	野上 勝喜
21番	山本 眞一						

5 議事

- ・報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第11号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第13号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・議案第14号 空き家に付随した特例面積適用農地の指定について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 徳永 稔 事務局次長 上村文広 参事 佐藤克昭

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 17 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 4 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。さて、4月1日の事務局職員の定期異動により2名の方が新しく加わり事務局には大変なこととは思いますが、よろしく願いいたします。また、皆様には農繁期のお忙しいところ出席ありがとうございます。新型コロナウイルスについては、まだまだ、感染終息とはなっておらず皆様も十分注意していただきたく思います。なお、我々の農業委員及び最適化委員についても、あと一年足らずの任期となっており、次期に向けた委員選出もそろそろ考えおき願います。

それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員3番委員お願いいたします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第18条第6項の規定による通知書の報告5件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第3条によるもの4件、第4条によるもの4件、第5条によるもの6件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転12件、利用権の設定31件、使用貸借権の設定3件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について3件、空き家に付随した特例面積適用農地の指定について1件、従いまして会期は本日1日とします。

なお、議事録署名委員については、8番委員、9番委員へお願い致します。それでは最初に、報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第4号の5件については、農地法18条第6項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位1番から順位5番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議長 報告第5号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第4号を終わります。続きまして、議案第11号農地法の規定による許可申請書の審議について3条4件、4条4件、5条6件、まず3条から説明願います。

事務局 議案第11号農地法第3条による許可申請の4件の譲受人は、農地法第3条及

び同施行規則第17条2項2号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位1番から4番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第3条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条4件は決定します。
つづきまして、第4条4件、第5条6件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第11号農地法第4条による、転用許可申請の4件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から4番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の6件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から6番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 続いて、現地調査報告をお願いします。

4条の順位2番と3番の植林については、事務局より現地調査報告をお願いします。

事務局 ○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、JR波野駅から南東へ約750mのところになります。申請面積7,931㎡の敷地に、アヤスギ1,600本の植林を計画するものです。排水は、雨水のみで地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 4条順位3番を説明します。

申請地は、JR内牧駅から南西へ約1.4kmのところになります。申請面積は2,544㎡で、鳥獣の出没が頻繁にあり作物の被害が多くなったため、植林を計画するものです。なお、申請人は農地法の規定があることを知らず昭和60年から平成5年頃にかけてスギやヒノキの植林をしたもので、始末書が添付されております。排水は、雨水のみで地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

議長 続いて、4条順位1番、4番と5条現地調査報告をお願いします。本日の現地調査班の方々には、大変お疲れ様でした。本日の現地調査班長を務めていただきました6番委員より、転用案件について説明をお願いします。

6番委員 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、JRいこいの村駅から南東へ約850mのところになります。申請面積1,727㎡の敷地に食肉加工所・放牧場を計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地ではありますが、令和4年3月7日付けで農業振興地域整備計画における当該申請地について、農用地利用計画を農業用施設用地に変更しており、農畜産物施設は、農業の振興に資する施設として転用が可能となります。

○ 4条順位4番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から北西へ約400mのところになります。申請面積58㎡の敷地に、隣接転用地への接続道路を計画するものです。農地区分は、阿蘇地域振興局から半径1km以内の第2種農地となります。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から北東へ約520mのところになります。申請面積842㎡の敷地に、個人住宅と通路（建築面積144.09㎡及び通路面積292㎡）を計画するものです。農地区分は、阿蘇地域振興局から半径1km以内の第2種農地となります。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、JR赤水駅から西へ、約1.4Kmのところになります。申請面積は248㎡の敷地に、貸駐車場を計画するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上ある第1種農地となりますが、集落接続により転用は可能です。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から南東へ約1.8kmのところになります。申請面積283㎡の敷地に、個人住宅（建築面積128㎡）を計画するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上ある第1種農地となりますが、集落接続により転用は可能です。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から南東へ、約1.8Kmのところになります。申請面積は315㎡で申請人の個人住宅に通じる通路を計画するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上ある第1種農地となりますが、集落接続により転用は可能です。

○ 5条順位5番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から北西へ、約400mのところになります。申請面積331㎡の敷地に、個人住宅（建築面積71㎡）を計画するものです。農地区分は、阿蘇地域振興局から半径1km以内の第2種農地となります。

○ 5条順位6番を説明します。

申請地は、JR市ノ川駅から北へ、約470mのところになります。申請面積は3,421㎡で木質チップ製造工場（建築面積190.8㎡）を計画するものです。農地区分は、JR市ノ川駅から半径500m以内の第2種農地となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班（事務局）としては、すべての案件について許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

10番農業委員 4条順位1番の案件ですか、食肉加工所についてですが、地元説明会を開催しまして、排水関係の不安の声がありましたが 地元に誓約書を提出しましたことを報告します。

議長 他に発言はありませんか。
(発言なし)

議長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。
何か質問はありませんか。
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件について、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法4条4件、5条6件は決定します。
これで議案第11号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議長 続いて議案第12号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第12号所有権移転の12件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。
順位1番から12番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第12号の所有権移転について何か質問はありませんか。
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので所有権移転12件は決定します。

議長 次に議案第12号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第12号2番の利用権設定の31件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位31番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 議案第12号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので利用権設定31件は決定します。

議長 次に、議案12号3番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第12号3番の使用貸借権設定の3件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位3番までの、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 議案第12号3番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 これで議案第12号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて議案第13号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から3番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の1番委員と18番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の13番委員と21番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の8番委員と11番委員にお願いしたいと思います。

議長 議案13号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案13号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり決定します。

議長 続いて議案第14号空き地に付随した特例面積適用農地の指定について事務

局より説明願います。

事務局 順位 1 番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由等につきましては議案書のとおりとなっています。空き家の所有者が所有している農地を空き家取得に限って農地法 3 条の許可を認めるために、農業委員会として農地を指定する件でございます。ご審議方よろしく願います。

議 長 班長を務められた 6 番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

6 番委員 空き家に付随した農地の指定について説明します。

申請地は、JR 内牧駅から東へ、約 1.1 km のところです。申請面積は、1, 150 m²と 248 m²の 2 筆合計 1, 398 m²で、空き家の売却とともに農地を売却したいため申請するものです。現況は、遊休状態です。調査班としては、空き家に付随する農地として該当すると判断しております。

議 長 ありがとうございます。地元農業委員さんから補足説明等は、ありませんか。

(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 14 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 14 号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第 4 回総会を閉会いたします。